

平成28年度

児童相談の概要

(平成27年度 実績)

宮城県

中央児童相談所

北部児童相談所

東部児童相談所

東部児童相談所気仙沼支所

はじめに

児童相談所の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を頂き、深く感謝申し上げます。

平成27年度、全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は10万3,260件（速報値、昨年度比16.1%増）を記録しました。平成2年の統計開始以来25年連続の増加です。宮城県においても、平成27年度の児童虐待件数は1,602件（昨年度比16.5%増、仙台市分を含む）と過去最多となりました。

厚生労働省はその主な要因として、配偶者に対する暴力（面前DV）についての警察からの通告の増加や、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化（189）を挙げています。しかしながら、社会や関係機関の関心の高まりを評価する分を差し引いても、少子化にも関わらず四半世紀にわたり増加し続け、10万件もの相談が生じていることは、子どもを取り巻く環境が非常に深刻であることを示していると考えます。

東日本大震災から6年が経過する宮城県においては、災害公営住宅の入居が進み小中学校等の復旧もほぼ完了するなど、子どもを取り巻く環境は徐々に整いつつあります。しかしその一方で、未だに物理的・経済的・精神的に不安定な状況に陥っている家庭が無くなったと言えないのも事実です。このような子どもたちへの支援は、被災地の児童相談所として取り組むべき重要な課題であり、引き続き丁寧に関わっていくこととしています。

児童虐待をはじめとする子どもや家庭をめぐる問題は、保護者の健康状態や生活状況、その時代の社会情勢等と密接な関連があり、問題が複雑・多様化している中、児童福祉法の改正により、市町村をはじめとする地域全体での支援の重要性が再認識されたところですが、児童相談所もなお一層の専門性を求められることとなりました。

そのような中、家族再統合を円滑に進めるための手法の一つであるサインズ・オブ・セーフティの取組が県内各児童相談所職員の協力により進められ、現場において成果を出しつつあります。本県の児童相談の未来を照らす、ひとすじの、しかし力強い光と感じます。

今後とも、地域の関係機関との協力を深め、迅速・的確に相談対応していくため、さらなる研鑽を積み、その専門性を高めてまいります。

平成27年度の県内児童相談所の実績をまとめました。子どもたちの福祉の向上に役立てていただければ幸いです。

平成29年2月

宮城県中央児童相談所長 鎌田 康弘
宮城県北部児童相談所長 福田 宏子
宮城県東部児童相談所長 中川 恵子
気仙沼支所長 大石 景広

目 次

I 児童相談所の概要	1
1 沿革	1
2 概況	4
3 管轄区域	5
4 組織	6
5 業務	7
6 相談の種類と内容	8
7 相談業務のながれ	9
II 業務実績	10
1 相談調査業務	11
(1) 相談種別受付状況	11
(2) 地区別受付状況	13
(3) 経路別受付状況	14
(4) 年齢別受付状況	14
(5) 相談処理状況	17
(6) 虐待相談関係	20
(7) 電話相談	23
(8) 援助方針会議等開催状況	23
2 判定指導業務	24
(1) 年齢別・相談種別判定指導状況	24
(2) 医学的・心理学的検査及び指導・治療の状況	28
(3) 情報提供文書作成状況	28
(4) 施設措置児童の判定	28
(5) 乳幼児精神発達精密健康診査	29
(6) 発達障害児等家族支援事業	31
(7) 発達障害児等支援者研修事業	33
(8) 療育手帳判定	34
(9) 巡回相談	34

3 措置業務	35
(1) 児童福祉施設の入退所状況	35
(2) 里親登録と里親委託状況	38
4 一時保護業務	40
(1) 一時保護の状況	40
(2) 一時保護児童の保護日数	40
(3) 一時保護児童の支援状況	41
参考資料	
県内児童福祉施設	43

I 児童相談所の概要

1 沿革

- 昭和 22. 12 児童福祉法公布
- 昭和 23. 4 宮城県中央児童相談所(B級)開設。(庁舎を北一番丁67におき, 旧小笠原産婦人科病院跡を日本医療団宮城県支部より買収。相談・鑑別・保護・庶務の4部制をとる。)
- 昭和 23. 8 石巻児童相談所(D級)開設。(担当地域 石巻市, 桃生郡, 牡鹿郡, 遠田郡, 本吉郡)
塩釜児童相談所(D級)開設。(担当地域 塩竈市, 宮城郡, 黒川郡, 名取郡生出村, 名取郡秋保村)
- 昭和 24. 6 石巻・塩釜両児童相談所新築落成移転。
- 昭和 25. 8 中央児童相談所において, キャロル女史より技術指導を受ける。
- 昭和 26. 4 中央児童相談所, 厚生省よりモデル相談事業所として指定を受ける。
- 昭和 29. 9 中央児童相談所, 仙台市北八番丁207に新庁舎落成移転。
- 昭和 30. 10 石巻・塩釜児童相談所廃止。中央児童相談所に統合。塩竈市に児童福祉司を駐在させる。
- 昭和 30. 12 児童福祉司増員(13名)。県出張所(11ヶ所)兼務発令となる。
- 昭和 34. 4 A級児童相談所として認可。専任措置係をおく。
- 昭和 34. 12 一時保護所に女児棟増築及び寮舎改築。
- 昭和 35. 5 チリ地震津波被災地志津川町に臨時保護所開設。
- 昭和 35. 11 課制施行により, 総務・相談調査・判定指導・一時保護の4課となる。
- 昭和 36. 4 気仙沼市に児童福祉司を駐在させる。
- 昭和 37. 4 相談調査課の措置係を3名とし, 1名を里親専任とする。
- 昭和 37. 5 福祉事務所に福祉課設置。兼務児童福祉司は福祉課所属となる。
- 昭和 43. 6 宮城県総合福祉センター開設。北八番丁より移転し, 児童部として業務を行う。
(相談調査・判定指導・一時保護の3課制。)
- 昭和 44. 4 県福祉事務所兼務児童福祉司1名となる。
相談調査課3係から4係となる。(第1, 第2, 第3, 措置係。)
- 昭和 45. 6 一時保護所を総合福祉センター隣接地に新築移転。

- 昭和 48. 8 志津川福祉事務所兼務児童福祉司は、気仙沼市を併せて担当。
- 昭和 50. 4 措置課新設4課となる。
- 昭和 58. 4 移動児童相談所業務開始。移動相談課新設5課となる。
- 平成 元. 4 宮城県古川児童相談所(C級)開設。(古川市七日町の古川市所有の建物を借用し、仮庁舎で、総務・相談措置・判定指導の3課制。担当地域 古川市、気仙沼市、遠田郡、志田郡、加美郡、玉造郡、栗原郡、登米郡、本吉郡の2市7郡。) 気仙沼市・本吉郡担当児童福祉司を気仙沼市役所に駐在。
- ・中央児童相談所の移動相談課廃止。
 - ・県福祉事務所兼務児童福祉司を全員児童相談所に引き揚げる。
 - ・仙台市、政令指定都市昇格に伴い仙台市児童相談所を設置。一時保護は、宮城県中央児童相談所で受託。
- 平成 2. 4 古川児童相談所、古川市駅南二丁目4番3号に新庁舎落成、移転。
- 平成 4. 5 仙台市児童相談所に一時保護所開設。
- 平成 6. 4 古川児童相談所 気仙沼市・本吉郡担当児童福祉司を志津川町駐在に変更。
- 平成 7. 6 中央児童相談所に『子ども・家庭110番』(家庭支援電話相談事業)を開設。
- 平成 12. 11 児童虐待防止法施行。
- 平成 13. 4 児童関係機関の再編により、子どもメンタルクリニック、児童関連機関の技術支援、人材育成企画及び中央児童館などを所管する、子ども総合センターが新たに設置される。
- 児童相談所は地域子どもセンターと改称。また、沿岸地域の体制を強化するため、石巻市に中央地域子どもセンター石巻支所を設置した。
- 平成 14. 8 急増する児童虐待に関する相談・通報に迅速・的確な対応を行うため中央地域子どもセンター、同センター石巻支所、古川地域子どもセンターに「虐待対応推進チーム」を緊急配置した。
- 平成 15. 4 中央地域子どもセンター石巻支所の管轄地域(石巻市、桃生郡、牡鹿郡)に古川地域子どもセンター管轄の沿岸部地域(気仙沼市、本吉郡(津山町を除く))を編入して、石巻地域子どもセンターとして独立。

- 平成 17. 4 改正児童福祉法完全施行。市町村が児童相談援助の第一義的機関として位置づけられ、児童相談所の役割は専門性の高い困難事例への対応や市町村の後方支援に重点化される。
- 平成 18. 4 気仙沼・本吉圏域を管轄とする「石巻地域子どもセンター気仙沼支所」を設置した。古川地域子どもセンターが大崎地域子どもセンターに改称。
- 平成 18. 10 障害者自立支援法の完全施行に伴ない、障害児施設への措置は、原則契約制へ移行。
- 平成 19. 6 児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正（平成20年4月1日施行）。市町村に要保護児童対策地域協議会の設置が義務化される。
- 平成 20. 4 地域子どもセンターを児童相談所と改称。併せて大崎を北部、石巻を東部と改称。また、登米市の管轄を北部児童相談所から東部児童相談所へ変更。
- 平成 23. 3. 11 東日本大震災発生。
- 平成 24. 4 民法等の一部改正により、親権停止制度の創設、未成年後見人制度の見直し。児童福祉法の一部改正により、児童相談所長による親権代行等の権限強化と、18歳以上の障害児施設入所者及び障害児通所サービスの実施主体の市町村移行。
- 平成 25. 4 中央児童相談所が、仙台市から名取市の「教育・福祉複合施設まなウェルみやぎ」内に移転。
・一時保護所の入所定員を20名から30名に増員。
- 平成 28. 6 児童福祉法等の一部改正により、児童の福祉を保障するための理念が明確化された。また、虐待の発生予防から被虐待児の自立支援に至る一連の対策強化を図るとともに、児童相談所や市町村の体制を強化することとされた。

2 概 況

平成28年4月1日現在

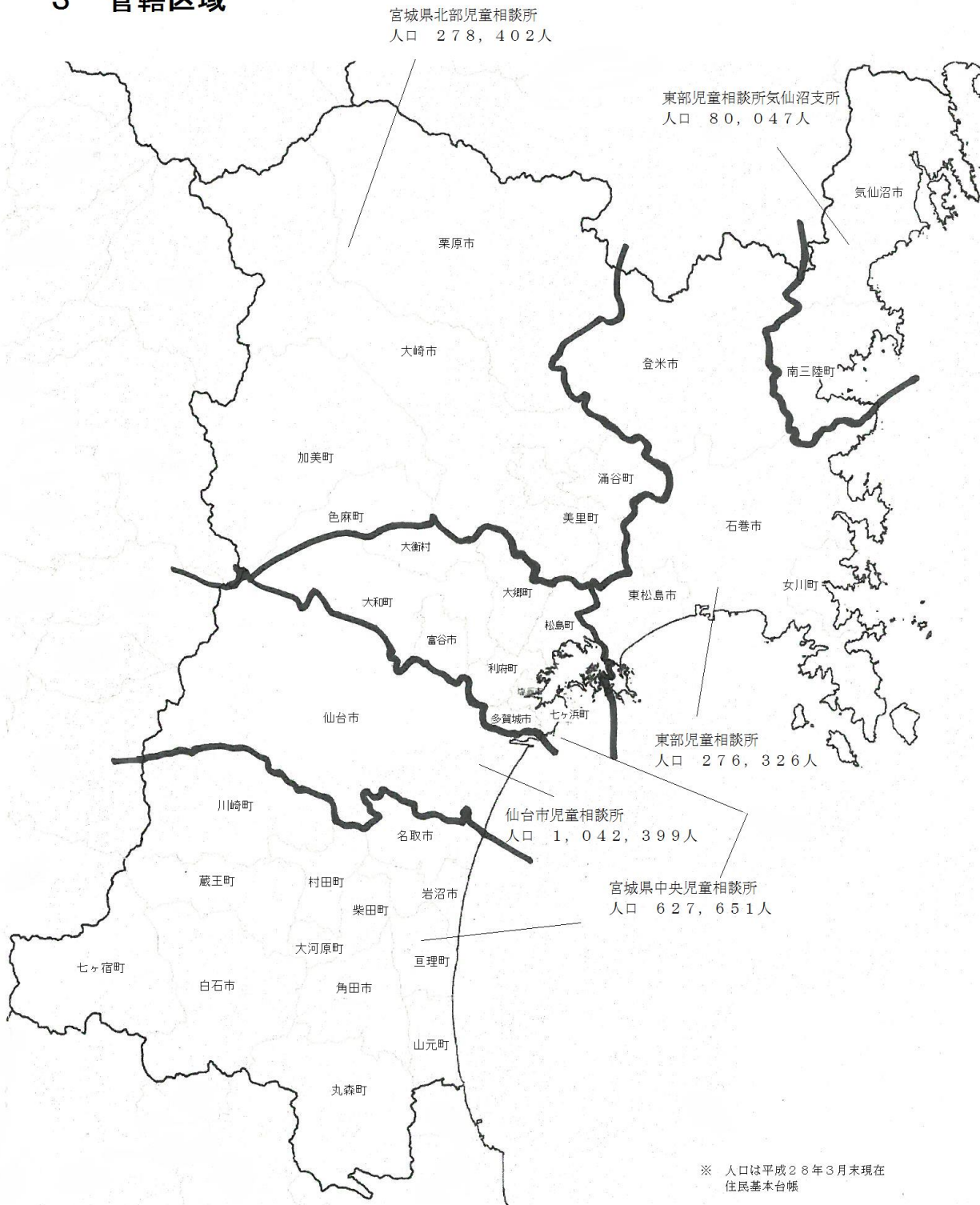
	中央児童相談所	北部児童相談所	東部児童相談所	東部児童相談所 気仙沼支所
所在地	〒981 - 1217 名取市美田園 二丁目1番地の4	〒989 - 6161 大崎市古川駅南 二丁目4番3号	〒986 - 0812 石巻市東中里一丁目 4番32号	〒988 - 0066 気仙沼市東新城 三丁目3番3
電 話	022 - 784 - 3583	0229 - 22 - 0030	0225 - 95 - 1121	0226 - 21 - 1020
ファクシミリ	022 - 784 - 3586	0229 - 22 - 0029	0225 - 23 - 3473	0226 - 21 - 1075
設置年月日	昭和 23年 4月 1日	平成元年 4月 1日	平成 15年 4月 1日	平成 18年 4月 1日
職 員 数	職 兼 非 合 員 任 勤 計	職 兼 非 合 員 任 勤 計	職 兼 非 合 員 任 勤 計	職 兼 非 合 員 任 勤 計
	46 7 22 75	22 4 4 30	21 3 4 28	8 3 1 12
管内面積	2,414.1 km ²	2,328.88 km ²	1,257.41 km ²	497.12 km ²
管内人口	627,651人	278,402人	276,326人	80,047人
児童人口	102,471人	40,564人	40,730人	10,243人
市 町 村	6市 15町 1村	2市 4町	3市 1町	1市 1町
警 察 署	7 署	6 署	4 署	2 署
小 学 校 (児童数)	114校 (35,063人)	63校 (13,710人)	68校 (13,524人)	22校 (3,407人)
中 学 校 (児童数)	62校 (18,170人)	29校 (7,590人)	34校 (7,701人)	14校 (2,134人)

(注) 管内人口は、平成28年3月末住民基本台帳。

児童人口は、平成28年3月31日現在、推計人口。

学校数、児童生徒数は平成27年度学校基本調査。学校数に分校は含まない。児童生徒数に分校含む。

3 管轄区域



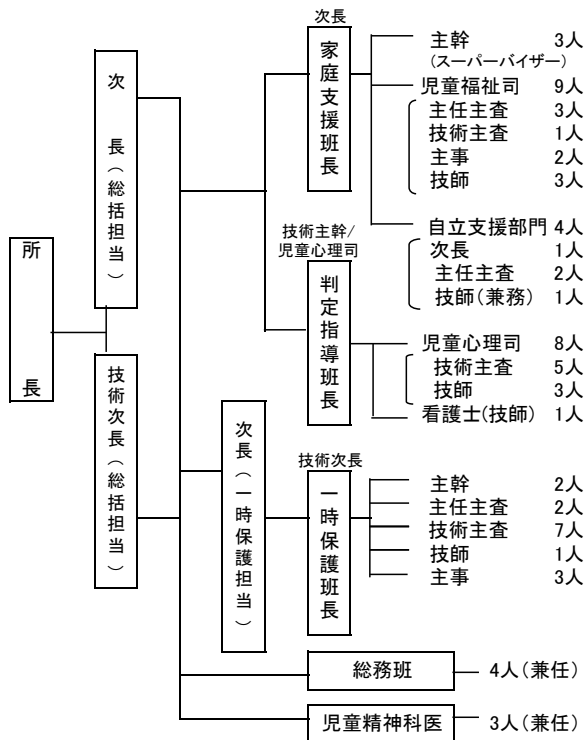
※ 人口は平成28年3月末現在
住民基本台帳

(※ 国土地理院地図を加工)

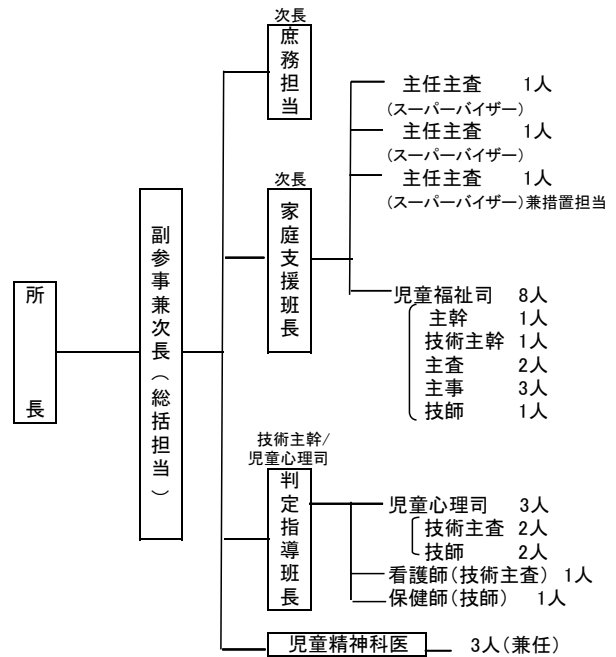
4 組織（非常勤を除く）

平成28年4月1日現在

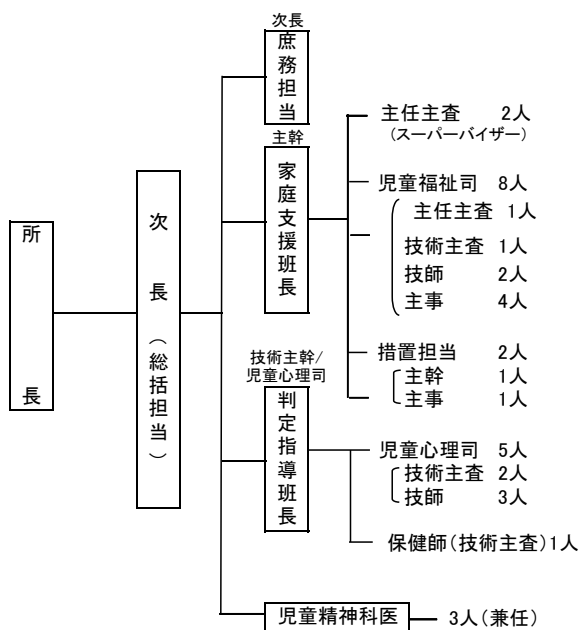
中央児童相談所



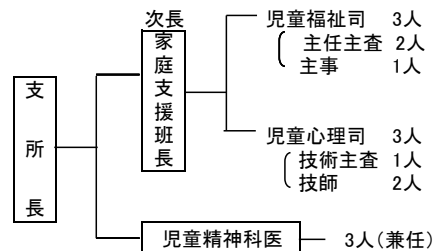
東部児童相談所



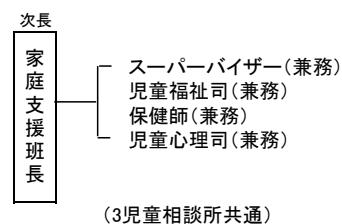
北部児童相談所



東部児童相談所 気仙沼支所



虐待対応推進チーム



5 業務

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づいて設置されている専門の相談機関で、児童に関するさまざまな問題について相談に応じ、関連した各種の業務を行っている。

(1) 市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務を行う。

(2) 児童に関する家庭やその他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものなどに応ずる。

(3) 児童とその家族につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、及び精神保健上の判定を実施し、適切な治療や援助を行う。

(4) 児童の福祉を図るために、児童の施設への措置や里親への委託などを行う。

(5) 棄児、家庭事情による養育困難、あるいは保護者等による虐待など児童を緊急に保護する必要がある場合、または非行など児童の問題行動を改善するため、家庭や地域から児童を一時的に切り離す必要がある場合には、一時保護を行う。

(6) 上記の相談業務を行うため、必要に応じて巡回相談を実施する。

6 相談の種類と内容

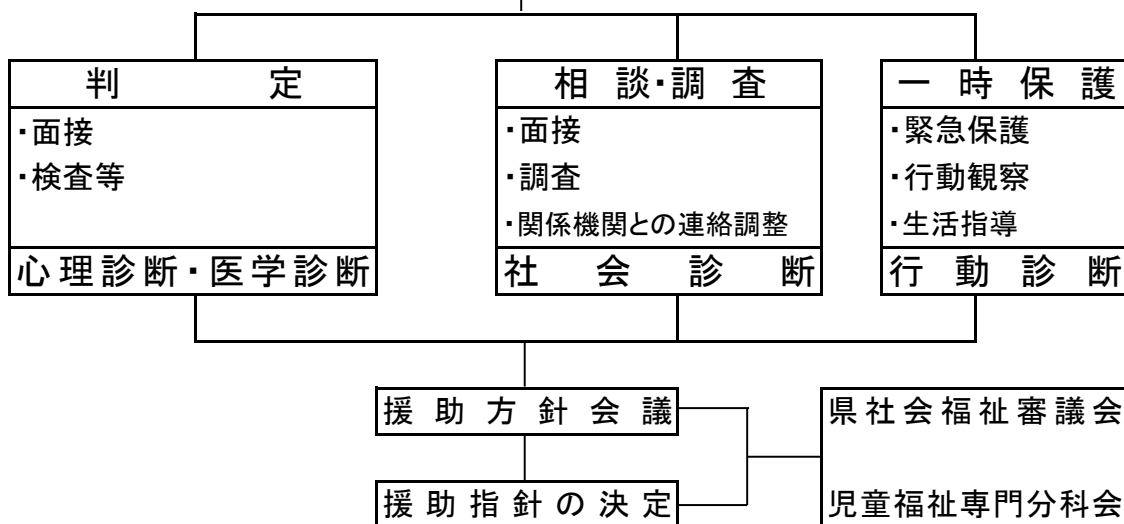
相談種別		内容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 子どもの身体に外傷が生じ、又はそのおそれのある暴行を加えること (2) 性的虐待 子どもにわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること (3) 養育・監護の怠慢・放棄(ネグレクト) 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置又は同居人による虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること (4) 心理的虐待 子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(暴言、差別、児童の面前での暴力など)
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を失踪した親の子、後見人を持たぬ子ども等児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。	
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	適性相談	進学相談、職業適性、学業不振等に関する相談。
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談。	

7 相談業務のながれ

相談・通告・送致														
市	福	児	児	指	警	家	保	医	学	里	家	近	児	そ
	社	童	童	定		庭		療			族	隣	童	の
町	事	委	福	医		裁	健	校			・	・	本	
	務	員	祉	療		判		機			親	知		
村	所	設	施	機	察	所	所	関	等	親	戚	人	人	他

相談の受付

受理会議



処遇										
在宅指導	・助言指導 ・継続指導 ・他機関あつせん ・児童福祉司指導 ・児童委員指導 ・社会福祉主事指導 ・訓戒、誓約	児童福祉施設入所	・乳児院 ・児童養護施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設	障害者自立支援法による契約	指定医療機関等委託	里親委託	福祉事務所通知・送致	県知事・市町村報告・通知	家庭裁判所送致	家庭裁判所家事審判申立て

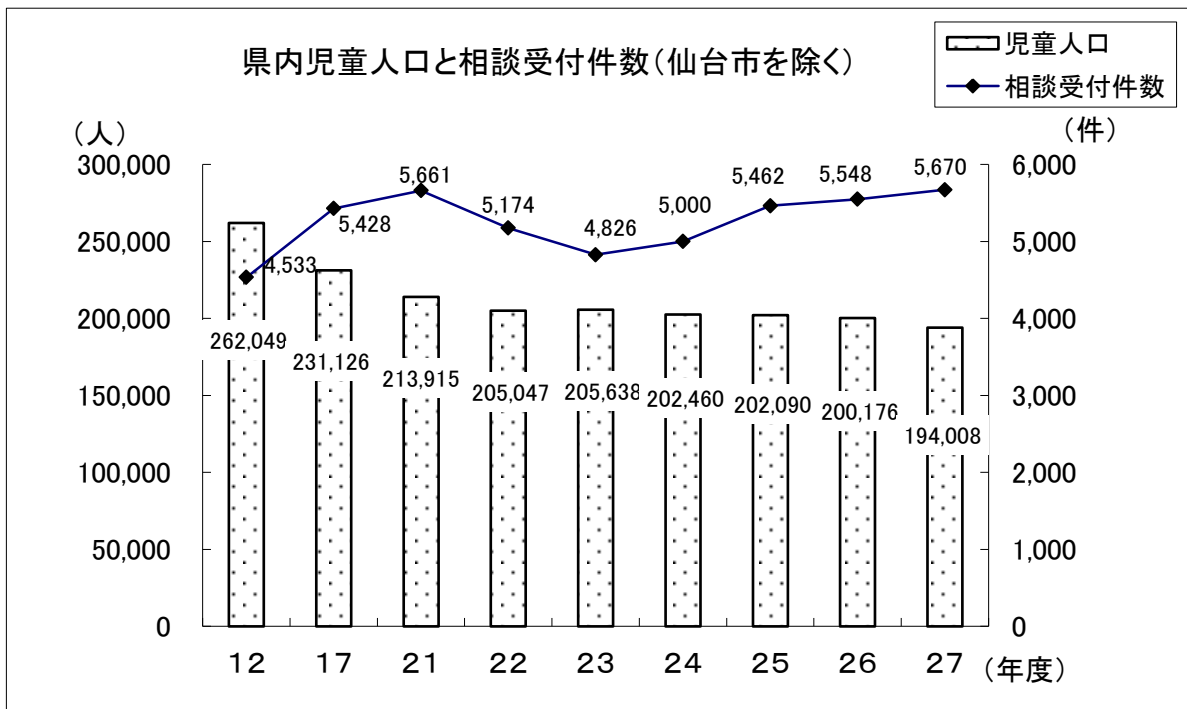
Ⅱ 業務実績

出生率の低下による児童数の減少が続いているものの、児童を取り巻く社会環境は、離婚の増加、匿名性・家庭の密室性の進行、親の子育て負担感の増大や、地域社会における相互扶助機能のせい弱体化等、大きな構造的変化を示している。また、本県においては、東日本大震災後の環境変化の影響も懸念されているところであり、平成20年度以降減少傾向にあった相談受付件数は、平成24年度からは増加に転じ、内容も複雑化、多様化してきている。

このような状況のなかで各児童相談所は、関係機関との連携のもとに、児童に関する各般の相談に応じ、通告を受理し、必要な援助と施設入所等の措置を行い、児童の健全育成と福祉の向上に努めた。

また、仙台市児童相談所や児童福祉施設等と業務連絡会議を開催して相互の連携を図るとともに、他の関係機関主催による各種会議などに参加して、助言、指導にあたった。

さらに、福祉教育関係機関、各種団体等による研修会や諸会議に出席し、児童福祉の啓蒙に努めた。特に市町村に対しては、児童福祉法等の改正により、平成17年度からは市町村が児童家庭相談に関する第一義的な相談窓口として位置づけられたことから、各児童相談所とも連絡会や研修会を開催するとともに、市町村要保護児童対策地域協議会の諸会議及び個別ケース検討会等に構成メンバーとして参画し、業務が円滑に遂行できるよう支援した。



(注) 児童人口は国勢調査及び推計人口による。

1 相談調査業務

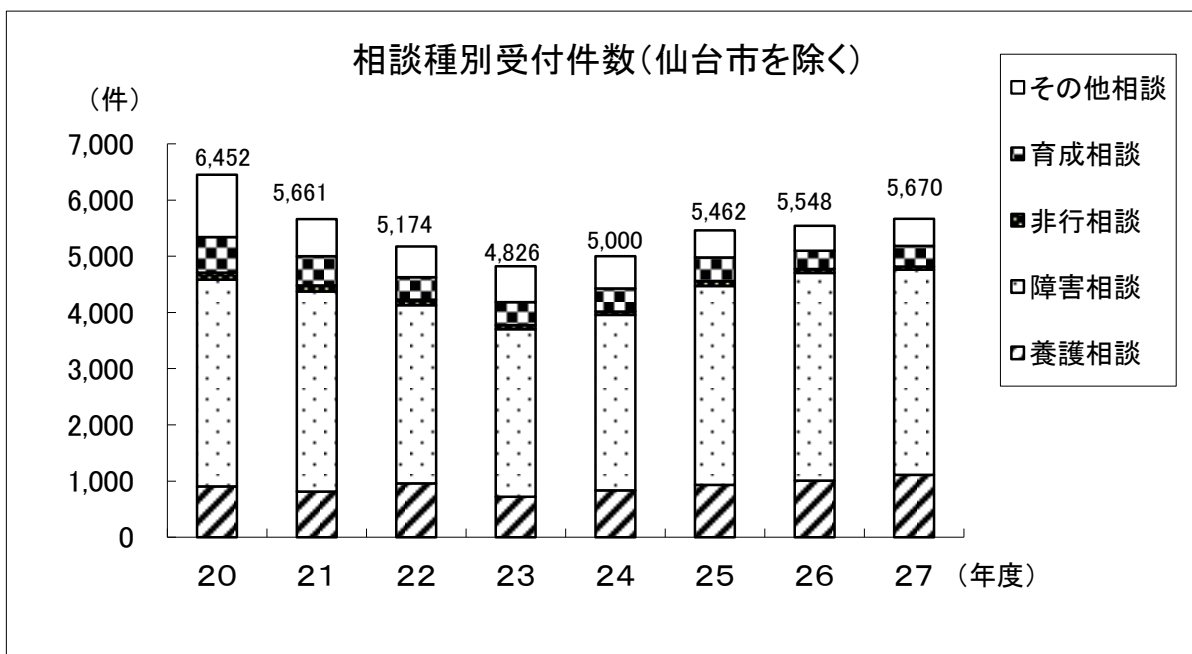
家庭支援班は児童相談所における相談の窓口として、各種の相談や通告を受理し、児童福祉司等による調査援助を行い、必要に応じて判定指導班と連携し、助言や支援を行っている。

また、一時保護や施設入所等を活用することにより問題の改善や家庭調整を図っている。

(1) 相談種別受付状況(表1)

児童相談所(仙台市を除く)の総受付件数は5,670件であり、昨年度より122件増(2.2%増)と4年連続で増加となった。

なかでも養護相談が1,009件から1,112件に、育成相談が328件から372件に増加した。



平成27年度の相談種別受付状況を見ると、養護相談は1,112件のうち虐待相談が949件を占めている。障害相談は3,652件と全体の過半数を占めており、各児童相談所においても同様の傾向を示している。非行相談は52件、内訳はぐ犯相談29件、触法相談23件であり、減少傾向が続いている。育成相談は372件で、なかでも性格行動相談が263件と最も多い。

表1 相談種別受付件数の推移

(平成23年度～平成27年度)(単位:件)

年度別	相談別	総数	養護相談		保健相談	障害相談										その他の相談		
			養(虐待)	養(その他)		肢相 体 不 自 由 談	視相 聴 覚 障 害 談	言 語 発 達 障 害 談	重 障 害 心 身 談	知 相 的 障 害 談	発 達 障 害 談	非 行 犯 罪 等 談	相 触 法 行 為 等 談	性 相 格 行 動 談	不 相 登 校 談		適 性 相 談	し っ け 相 談
平成23年度	中央	2,152 (270)	200	78 (27)		23		148 (1)	23	965 (3)	359 (4)	19 (11)	9	84 (55)	24 (23)	17 (1)	24 (22)	179 (123)
	北部	1,020 (18)	134 (1)	28 (2)		27		86 (1)	5	407 (3)	138 (3)	10 (1)	6	101 (7)	11 (1)	35 (1)	1 (1)	31
	東部	1,239 (99)	109	103 (15)	2 (2)	17		97 (1)	9	373 (2)	97 (3)	6 (5)	10	50 (25)	15 (14)	7	3 (3)	341 (27)
	気仙沼	415 (91)	27 (1)	42 (17)		1		21	2	128 (1)	59 (1)	3 (1)	5	17 (9)	7 (6)	14 (3)	2 (2)	87 (51)
	県計	4,826 (478)	470 (2)	251 (61)	2 (2)	68		352 (3)	39	1,873 (5)	653 (11)	38 (18)	30 (2)	252 (96)	57 (44)	73 (5)	30 (28)	638 (201)
	仙台	7,056	474	722	32	90	31	22	355	1,054	2,815	38	34	417	130	3	14	825
合計	11,882	944	973	34	158	31	374	394	2,927	3,468	76	64	669	187	76	44	1,463	
平成24年度	中央	2,248 (231)	312	71 (20)		22	1	208 (6)	6 (1)	863	406 (3)	2	14	84 (69)	20 (19)	9 (1)	8 (7)	222 (105)
	北部	1,093 (2)	160	34		16		118	1	396	152	11	14	124 (2)	8	15	4	40
	東部	1,224 (87)	144	54 (2)		6		132	1	443 (1)	86	12 (2)	7	47 (9)	22 (17)	7	11 (9)	252 (46)
	気仙沼	435 (38)	40 (4)	20 (8)		1		24 (1)	1	153 (2)	87		2	29 (8)	3 (2)	16 (4)	3 (1)	56 (8)
	県計	5,000 (358)	656 (4)	179 (30)		45	1	482 (7)	9 (1)	1,855 (3)	731 (3)	25 (2)	37 (1)	284 (88)	53 (38)	47 (5)	26 (17)	570 (159)
	仙台	8,058	447	674	10	103	24	52	259	1,440	3,051	36	20	498	136	2	6	1,300
合計	13,058	1,103	853	10	148	25	534	268	3,295	3,782	61	57	782	189	49	32	1,870	
平成25年度	中央	2,525 (197)	365	60 (17)	1 (1)	32 (1)		230 (2)	2	1,047 (4)	481 (3)	21 (5)	10	42 (28)	19 (19)	3 (8)	8 (8)	204 (109)
	北部	1,142 (45)	198	41 (2)	1 (1)	7		95 (2)	3	409 (3)	118	13 (1)	16	146 (27)	16 (7)	31 (1)	3 (1)	45 (1)
	東部	1,364 (91)	158 (4)	74 (11)	2 (2)	35		136	2	514 (1)	114 (1)	21 (5)	4	63 (18)	18 (13)	22 (3)	9 (9)	192 (24)
	気仙沼	431 (29)	31 (1)	5 (2)		3		36		178 (1)	100	1 (1)		19 (9)	10 (8)	14		34 (7)
	県計	5,462 (362)	752 (5)	180 (32)	4 (4)	77 (1)		497 (4)	7	2,148 (9)	813 (4)	56 (12)	30	270 (82)	63 (47)	70 (4)	20 (17)	475 (141)
	仙台	8,523	494	702	11	131	22	60	245	1,483	2,977	20	21	584	151	1	18	1,603
合計	13,985	1,246	882	15	208	22	557	252	3,631	3,790	76	51	854	214	71	38	2,078	
平成26年度	中央	2,661 (156)	394	66 (24)	3 (3)	22 (1)		180 (0)	4 (0)	1,142 (6)	567 (19)	21 (8)	18 (2)	31 (20)	23 (22)	9 (1)	2 (2)	179 (69)
	北部	1,102 (35)	186	33 (4)	3 (3)	5		64 (5)		422 (1)	197	5	3	111 (13)	10 (4)	17 (3)	2 (2)	44 (4)
	東部	1,382 (142)	174 (6)	95 (33)		12 (0)		55 (4)	1	565 (2)	167 (4)	19 (10)	3	61 (24)	12 (12)	13 (5)	8 (8)	198 (34)
	気仙沼	403 (26)	48 (2)	13 (5)		3		30 (2)		144 (1)	115 (1)	1 (1)	1	20 (9)	4 (3)	5 (2)		19 (1)
	県計	5,548 (358)	802 (8)	207 (62)	6 (6)	42		329 (11)	4	2,273 (4)	1,046 (11)	46 (19)	25	223 (66)	49 (41)	44 (10)	12 (12)	440 (108)
	仙台	9,520	573	711	12	124	12	43	220	1,696	3,605	51	22	559	142	2	25	1,723
合計	15,068	1,375	918	18	166	12	372	224	3,969	4,651	97	47	782	191	46	37	2,163	
平成27年度	中央	2,775 (181)	468 (0)	56 (24)	0 (0)	18 (0)	0 (0)	141 (0)	0 (0)	1,215 (6)	576 (19)	18 (8)	16 (2)	56 (28)	17 (17)	13 (1)	19 (13)	162 (63)
	北部	1,194 (36)	192	53 (4)		6		69 (1)		437 (1)	226	3	5	112 (10)	12 (4)	16 (1)	4 (1)	59 (15)
	東部	1,306 (163)	243 (6)	47 (19)	2 (2)	8 (1)	0 (0)	43 (1)	1 (0)	475 (4)	150 (15)	8 (1)	2	65 (30)	14 (14)	7 (0)	2 (1)	239 (69)
	気仙沼	395 (31)	46 (7)	7 (3)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	17 (0)	0 (0)	186 (1)	83 (3)	0 (0)	0	30 (6)	4 (3)	0 (0)	1 (1)	20 (7)
	県計	5,670 (411)	949 (13)	163 (50)	2 (2)	33 (1)	0 (0)	270 (2)	1 (0)	2,313 (11)	1,035 (37)	29 (9)	23 (2)	263 (74)	47 (38)	36 (2)	26 (16)	480 (154)
	仙台	9,952	653	917	9	108	14	40	220	1,740	3,455	73	28	567	150	0	17	1,961
合計	15,622	1,602	1,080	11	141	14	310	221	4,053	4,490	102	51	830	197	36	43	2,441	

(注) ()は電話相談の再掲。ただし、仙台市は集計をしていない。

平成23年度から継続件数を除く。

平成26年度の福祉行政報告例改正により自閉症相談に代わり発達障害相談の項目が新設されたため、平成25年度まで言語発達障害等相談に計上していた注意欠陥多動性障害を有する児童に関する相談は、発達障害相談に分類した

(2) 地区別受付状況

表2 市町村別相談受付件数

(単位:件)

市町村別	相談別	総数	養護(虐待)相談	養護(その他)相談	保健相談	障害相談										その他相談		
						肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐん犯等相談	触法等相談	性格行動相談	不登校相談		適性相談	しつけ相談
中央	塩竈市	228	58					8		95	49	4	1	2		1		10
	白石市	137	40	1		1		7		57	12	1	4	2		1		11
	名取市	240	49	3		3		13		130	34	1		1		1		5
	角田市	115	24	2		1		2		58	17		2	4		1		4
	多賀城市	184	43	8		2		4		104	2	2	3	1				15
	岩沼市	208	26	1		2		6		113	52			3				5
	蔵王町	38	16	1						14	3					1		3
	七ヶ宿町	2								1	1							
	大河原町	66	9					8		19	23		1	2			2	2
	村田町	56	16			1		1		30	8							
	柴田町	154	24	5				6		86	29		1	1				2
	川崎町	32	3			1		3		12	10			1		1		1
	丸森町	25								22	2			1				
	亘理町	120	15			1		8		53	40							3
	山元町	29	3			2		1		14	4					1		4
	松島町	51	4	2				3		30	9	1					1	1
	七ヶ浜町	90	25	3		2		2		43	10		1					4
	利府町	229	26					25		103	66			4		1		4
	大和町	209	24	2		1		15		97	57			1		3	2	7
	大郷町	32	7							17	1					1		6
	富谷町	327	54	4		1		29		99	128	1	1	5			1	4
大衡村	13	1							12									
管轄外	9	1																8
電話相談	181		24						6	19	8	2	28	17	1	13	63	
小計	2,775	468	56	0	18	0	141	0	1,215	576	18	16	56	17	13	19	162	
北部	大崎市	615	105	25		3		33		238	104	1	1	67	4	10	1	23
	栗原市	234	35	8				24		92	44	1	2	16	1	1		10
	色麻町	13	2	1						9	1							
	加美町	94	2	3		1		6		28	40		1	7	2	2	1	1
	涌谷町	53	12	5		1		3		26	2			2		1	1	
	美里町	124	28	2		1		2		38	34	1	1	10				7
	管轄外	25	8	5						6	1				1	1		3
	電話相談	36		4				1						10	4	1	1	15
	小計	1,194	192	53	0	6	0	69	0	437	226	3	5	112	12	16	4	59
東部	石巻市	623	123	22		6		17	1	260	74	2	1	22		5		90
	東松島市	178	54	4				8		66	25	1		7				13
	登米市	249	42			1		11		131	29	1	1	5		1		27
	女川町	40	12					6		7	6			0			1	8
	管轄外	53	6	2				0		7	1	3		1		1		32
	電話相談	163	6	19	2	1		1		4	15	1		30	14		1	69
	小計	1,306	243	47	2	8	0	43	1	475	150	8	2	65	14	7	2	239
気仙沼	気仙沼市	299	34	2		1		16		146	73			17	1			9
	南三陸町	46	5	1				1		34	5							0
	管轄外	9								5	1							3
	電話相談	41	7	4						1	4			13	3		1	8
	小計	395	46	7	0	1	0	17	0	186	83	0	0	30	4	0	1	20
仙台市	9,952	653	917	9	108	14	40	220	1,740	3,455	73	28	567	150	0	17	1,961	
全県合計	15,622	1,602	1,080	11	141	14	310	221	4,053	4,490	102	51	830	197	36	43	2,441	

(3) 経路別受付状況

表3 経路別受付件数

県合計(仙台市を除く)(単位:件)

経路別 児相別	県市町村			児指 童定 福医 社療 施機 設関	児支 援 童 セ ン タ 家 庭 タ	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び医 療機関		学校等		里 親	児通 告 童 仲 介 委 員 会 を 含 む	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	福 祉 事 務 所	児 童 委 員 会	そ の 他					保 健 所	医 療 機 関	学 校	教 育 委 員 会 等							
中央	286		950	24		259			100	172	7		1	861	75	10	30	2,775
北部	155		359	29		142			26	11	10	8		414	32	3	5	1,194
東部	245	2	279	122		112	1		24	43	3	52		344	43	5	31	1,306
気仙沼	57	2	133	9		18		1	3	21	6	3		134	7	1		395
合計	743	4	1,721	184	0	531	1	1	153	247	26	63	1	1,753	157	19	66	5,670

(4) 年齢別受付状況

表4-1 年齢別受付件数

県合計(仙台市を除く)(単位:件)

相談別 年齢別	総 数	養 護 (虐 待) 相 談	養 護 (そ の 他) 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談					非 行 相 談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談		
					肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 等 相 談	触 法 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談		し っ け 相 談	
0歳	109	66	14		3				2								1	23
1歳	114	57	12		4		4		13				1			1	2	20
2歳	192	63	14		2		12		20	51			7			3	1	19
3歳	439	72	8		1		31		89	201			7			4	4	22
4歳	591	63	12		2		65		145	276			10			3	1	14
5歳	750	49	11	1	3		109		174	337			36			6	7	17
6歳	397	44	10				43		115	126	1	1	28			5	2	22
7歳	247	65	7		1		4		127	7		1	14			3	2	16
8歳	185	57	8		2				80	6		1	11				1	19
9歳	183	55	10		2		1		74	6		1	10	1		2		21
10歳	244	50	9		3		1		122	5	1	1	17	5		1		29
11歳	241	52	6		1				139	1	1	4	12	3		2	2	18
12歳	283	54	8		3				145	7	3	4	19	5		4	1	30
13歳	306	51	9		2				165	5	6	5	28	5				30
14歳	347	50	8	1	1				193	1	9	3	26	12		1	1	41
15歳	256	38	4		3				135	1	3	1	19	9			1	42
16歳	243	42	6					1	143	2	2	1	11	5		1		29
17歳	220	21	6						152	3	2		6	2				28
18歳以上	323		1						280		1		1					40
計	5,670	949	163	2	33	0	270	1	2,313	1,035	29	23	263	47	36	26		480

表4-2 年齢別受付件数

(公所名 中央児童相談所)(単位:件)

年齢別 相談別	総 数	養 護 (虐 待) 相 談	養 護 (そ の 他) 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談					非 行 相 談		育 成 相 談			そ の 他 の 相 談		
					肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 等 相 談	触 法 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談		適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談
0歳	48	30	7		1				2								8
1歳	56	27	6		3				7							2	11
2歳	92	32	5		2		5		7	32			1		2	1	5
3歳	218	31	6		1		10		46	111					2	3	8
4歳	338	33	1		1		37		86	174					2	1	3
5歳	377	26	4				65		87	181			5		2	6	1
6歳	183	19	2				21		63	61	1	1	7		1	1	6
7歳	132	37	1		1		1		77	1			2		1	1	10
8歳	89	24	4						48	4		1				1	7
9歳	90	29	2		1		1		44	4		1	1		1		6
10歳	117	25	4		2		1		62	2			6	1			14
11歳	119	29	1						72		1	4	5	1		1	5
12歳	130	25	2		2				76	3	2	3	5	1	1	1	9
13歳	147	23	4		2				88	2	3	3	9	3			10
14歳	157	26	3						97		5	1	6	5	1		13
15歳	126	18	1		2				82		2	1	5	5		1	9
16歳	115	23	1						72	1	2	1	4	1			10
17歳	97	11	1						72		1						12
18歳以上	144		1						127		1						15
計	2,775	468	56	0	18	0	141	0	1,215	576	18	16	56	17	13	19	162

表4-3 年齢別受付件数

(公所名 北部児童相談所)(単位:件)

年齢別 相談別	総 数	養 護 (虐 待) 相 談	養 護 (そ の 他) 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談					非 行 相 談		育 成 相 談			そ の 他 の 相 談		
					肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 等 相 談	触 法 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談		適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談
0歳	22	11	6		1												4
1歳	25	13	3		1				2				1		1		4
2歳	47	17	7				5		3	4			5		1		5
3歳	103	18	1				12		8	56			1		1	1	5
4歳	118	15	5		1		16		11	64			4		1		1
5歳	158	11	1		1		21		27	72			19		2	1	3
6歳	93	12	5				14		17	27			12		1	1	4
7歳	42	9	2				1		17	2			8		2	1	
8歳	32	14	3						10	1			3				1
9歳	40	6	6		1				14				6	1	1		5
10歳	45	14	3						19			1	5	2	1		
11歳	46	7	1						28				3	1	2		4
12歳	63	8	4						36			1	9	1	2		2
13歳	64	10							34		1	1	14	1			3
14歳	85	13			1				54		1	2	10	1			3
15歳	43	4	1						20		1		7	2			8
16歳	47	6	4						29				1	3	1		3
17歳	47	4	1						37				4				1
18歳以上	74								71								3
計	1,194	192	53	0	6	0	69	0	437	226	3	5	112	12	16	4	59

表4-4 年齢別受付件数

(公所名:東部児童相談所)(単位:件)

相談別 年齢別	総 数	養 護 (虐待) 相 談	養 護 (その他) 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談					非 行 相 談		育 成 相 談			そ の 他 の 相 談		
					肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 等 相 談	触 法 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談		適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談
0歳	34	21	1		1											1	10
1歳	29	14	3				4		4								4
2歳	47	14	2						10	11			1				9
3歳	88	20	1				8		25	21			3		1		9
4歳	105	11	5				10		28	38			3				10
5歳	160	11	6	1	2		18		45	53			9		2		13
6歳	71	13	2				1		26	11			4		3		11
7歳	54	16	3				2		22	1		1	3				6
8歳	52	15	1		2				18				6				10
9歳	44	16	1						13	2			3				9
10歳	70	11	2		1				33	3	1		4	1			14
11歳	57	13	4		1				27	1			1			1	9
12歳	64	15	2						24	3	1		3	1	1		14
13歳	79	16	3						35	2	2	1	4	1			15
14歳	89	10	5	1					33		3		6	6			25
15歳	67	11	2		1				22	1			6	2			22
16歳	66	10						1	33	1			6	1			14
17歳	58	6	4						27	2	1		2	2			14
18歳以上	72								50				1				21
計	1,306	243	47	2	8	0	43	1	475	150	8	2	65	14	7	2	239

表4-5 年齢別受付件数

(公所名 東部児童相談所 気仙沼支所)(単位:件)

相談別 年齢別	総 数	養 護 (虐待) 相 談	養 護 (その他) 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談					非 行 相 談		育 成 相 談			そ の 他 の 相 談		
					肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 等 相 談	触 法 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談		適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談
0歳	5	4															1
1歳	4	3															1
2歳	6						2			4							
3歳	30	3					1		10	13			3				
4歳	30	4	1				2		20				3				
5歳	55	1					5		15	31			3				
6歳	50		1				7		9	27			5				1
7歳	19	3	1						11	3			1				
8歳	12	4							4	1			2				1
9歳	9	4	1						3								1
10歳	12								8				2	1			1
11歳	19	3							12				3	1			
12歳	26	6			1				9	1			2	2			5
13歳	16	2	2						8	1			1				2
14歳	16	1							9	1			4			1	
15歳	20	5							11				1				3
16歳	15	3	1						9								2
17歳	18								16	1							1
18歳以上	33								32								1
計	395	46	7	0	1	0	17	0	186	83	0	0	30	4	0	1	20

(5) 相談処理状況

表5-1 相談処理件数

県合計(仙台市除く)(単位:件)

相談別 処理別	総 数	養 護 (虐待) 相 談	養 護 (その他) 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談									非 行 相 談			育 成 相 談			そ の 他 の 相 談
					肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 等 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談				
面 接 指 導	助言指導	4,121	183	68		1		253		2,108	924	10	4	170	29	30	25	316		
	継続指導	1,065	709	62		1		8		13	55	13	16	66	4			118		
	他機関あわせ	101	10	5	2			1		1	17	2	1	18	14		1	29		
児童福祉司指導	19	16	1										1	1						
児童委員指導	0																			
児童家庭支援センター	0																			
福祉事務所送致又は通知	6	6																		
訓戒、誓約	0																			
児童福祉施設	入所	48	20	20		1						4	1		1			1		
	通所	0																		
指定医療機関等託	0																			
里親・保護委託者託	10	2	5															3		
家庭裁判所送致	2													1				1		
障害児施設等への利用契約	37		1			30			1	5										
その他	261	3	1					8		186	39			6		6		12		
小計	5,670	949	163	2	33	0	270	1	2,313	1,035	29	23	262	48	36	26	480			
施設入所待機(再掲)	0																			
未対応(年度末現在)	0																			
施設入所待機(再掲)	0																			
合計	5,670	949	163	2	33	0	270	1	2,313	1,035	29	23	262	48	36	26	480			

表5-2 相談処理件数

(公所名 中央児童相談所)(単位:件)

相談別 処理別	総 数	養 護 (虐待) 相談	養 護 (その他) 相談	保 健 相 談	障 害 相 談							非 行 相 談	性 格 行 動 等 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談	そ の 他 の 相 談	
					肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 等 相 談							触 法 行 為 等 相 談
面接指導 他機関あつせん	助言指導	2,263	143	27				138		1207	547	9	4	40	13	13	19	103
	継続指導	429	303	15		1		3		4	23	7	11	14				48
	他機関あつせん	30	3	3							6	1	1	2	4			10
児童福祉司指導	7	7																
児童委員指導	0																	
児童家庭支援センター	0																	
福祉事務所送致又は通達	0																	
訓戒、誓約	0																	
児童福祉施設入所	19	9	9								1							
指定医療機関等委託	0																	
里親・保護委託者委託	3	1	2															
家庭裁判所送致	0																	
障害児施設等への利用契約	20					17			3									
その他	4	2							1									1
小計	2,775	468	56	0	18	0	141	0	1,215	576	18	16	56	17	13	19	162	
施設入所待機(再掲)	0																	
未対応(年度未現在)	0																	
施設入所待機(再掲)	0																	
合計	2,775	468	56	0	18	0	141	0	1,215	576	18	16	56	17	13	19	162	

表5-3 相談処理件数

(公所名 北部児童相談所)(単位:件)

相談別 処理別	総 数	養 護 (虐待) 相談	養 護 (その他) 相談	保 健 相 談	障 害 相 談							非 行 相 談	性 格 行 動 等 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談	そ の 他 の 相 談	
					肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 等 相 談							触 法 行 為 等 相 談
面接指導 他機関あつせん	助言指導	892	1	22				69		435	226	1		75	10	16	4	33
	継続指導	274	182	27					1			1	4	35	2			22
	他機関あつせん	10	5											2				3
児童福祉司指導	2	1											1					
児童委員指導	0																	
児童家庭支援センター	0																	
福祉事務所送致又は通達	0																	
訓戒、誓約	0																	
児童福祉施設入所	8	3	4								1							
指定医療機関等委託	0																	
里親・保護委託者委託	1																	1
家庭裁判所送致	0																	
障害児施設等への利用契約	7					6			1									
その他	0																	
小計	1,194	192	53	0	6	0	69	0	437	226	3	5	112	12	16	4	59	
施設入所待機(再掲)	0																	
未対応(年度未現在)	0																	
施設入所待機(再掲)	0																	
合計	1,194	192	53	0	6	0	69	0	437	226	3	5	112	12	16	4	59	

表5-4 相談処理件数

(公所名 東部児童相談所)(単位:件)

相談別 処理別	相談別	総 数	養 護 (虐待) 相 談	養 護 (その他) 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談										非 行 相 談			育 成 相 談			そ の 他 の 相 談
						肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 等 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談	談	談	談		
面 接 指 導	助言指導	647	17	17		1		33		283	88				32	3	1	1	171			
	継続指導	307	209	20				1		6	14	5	1	13	1				37			
	他機関 あつせん	56	1	1	2			1			10	1		13	10			1	16			
児童福祉司指導	0																					
児童委員指導	0																					
児童家庭支 援セ ン タ ー	0																					
福祉事務 所送致 又は 通 知	6	6																				
訓 戒 、 誓 約	0																					
児童福祉 施設 入 所 通 所	17	8	5									2	1						1			
指定医療 機関等 委託	0																					
里親・保 護委 託者 託	6	1	3																2			
家庭裁判 所送致	2													1					1			
障害児 施設等 への 利用 契約	10		1			7			1	1												
そ の 他	255	1						8		185	38			6			6		11			
小 計	1,306	243	47	2	8	0	43	1	475	150	8	2	65	14	7	2	239					
施設入 所待 機 (再 掲)	0																					
未 対 応 (年 度 末 現 在)	0																					
施設入 所待 機 (再 掲)	0																					
合 計	1,306	243	47	2	8	0	43	1	475	150	8	2	65	14	7	2	239					

表5-5 相談処理件数

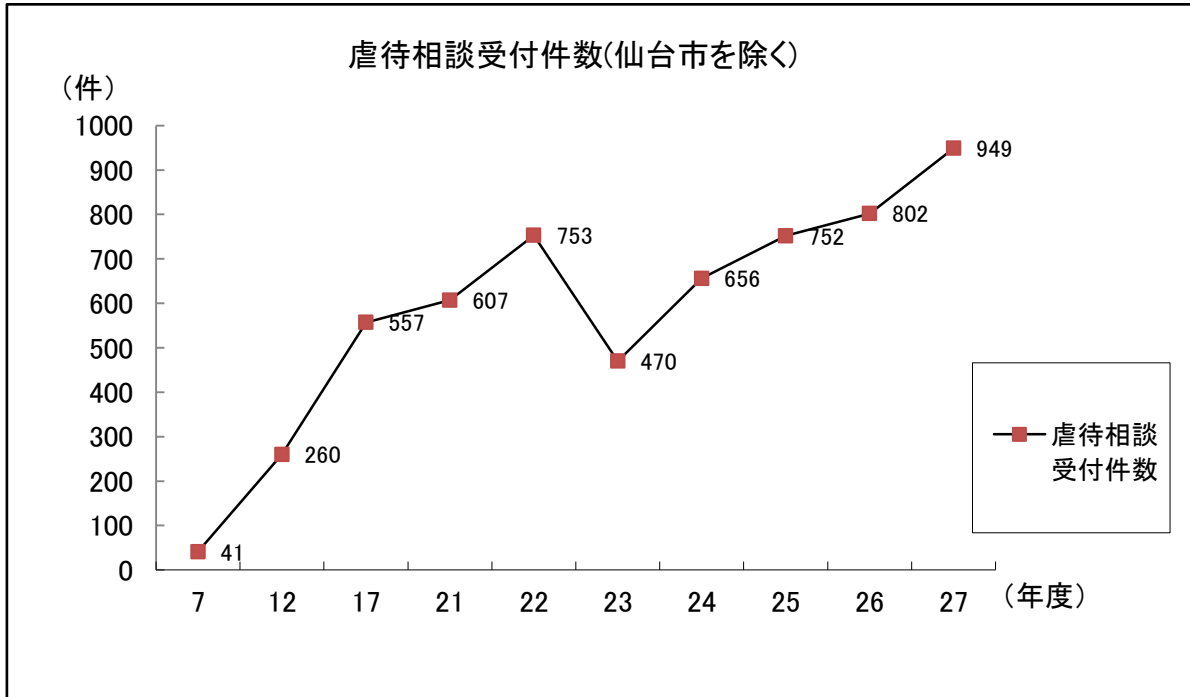
(公所名 東部児童相談所気仙沼支所)(単位:件)

相談別 処理別	相談別	総 数	養 護 (虐待) 相 談	養 護 (その他) 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談										非 行 相 談			育 成 相 談			そ の 他 の 相 談
						肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 等 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談	談	談	談		
面 接 指 導	助言指導	319	22	2				13		183	63			23	3		1	9				
	継続指導	55	15					4		2	18			4	1			11				
	他機関 あつせん	5	1	1						1	1			1								
児童福祉 司指導	10	8	1										1									
児童委員 指導	0																					
児童家庭 支 援 セ ン タ ー	0																					
福祉事務 所送致 又は 通 知	0																					
訓 戒 、 誓 約	0																					
児童福祉 施設 入 所 通 所	4		2		1																	
指定医療 機関等 委託	0																					
里親・保 護委 託者 託	0																					
家庭裁判 所送致	0																					
障害児 施設等 への 利用 契約	0																					
そ の 他	2		1								1											
小 計	395	46	7	0	1	0	17	0	186	83	0	0	29	5	0	1	20					
施設入 所待 機 (再 掲)	0																					
未 対 応 (年 度 末 現 在)	0																					
施設入 所待 機 (再 掲)	0																					
合 計	395	46	7	0	1	0	17	0	186	83	0	0	29	5	0	1	20					

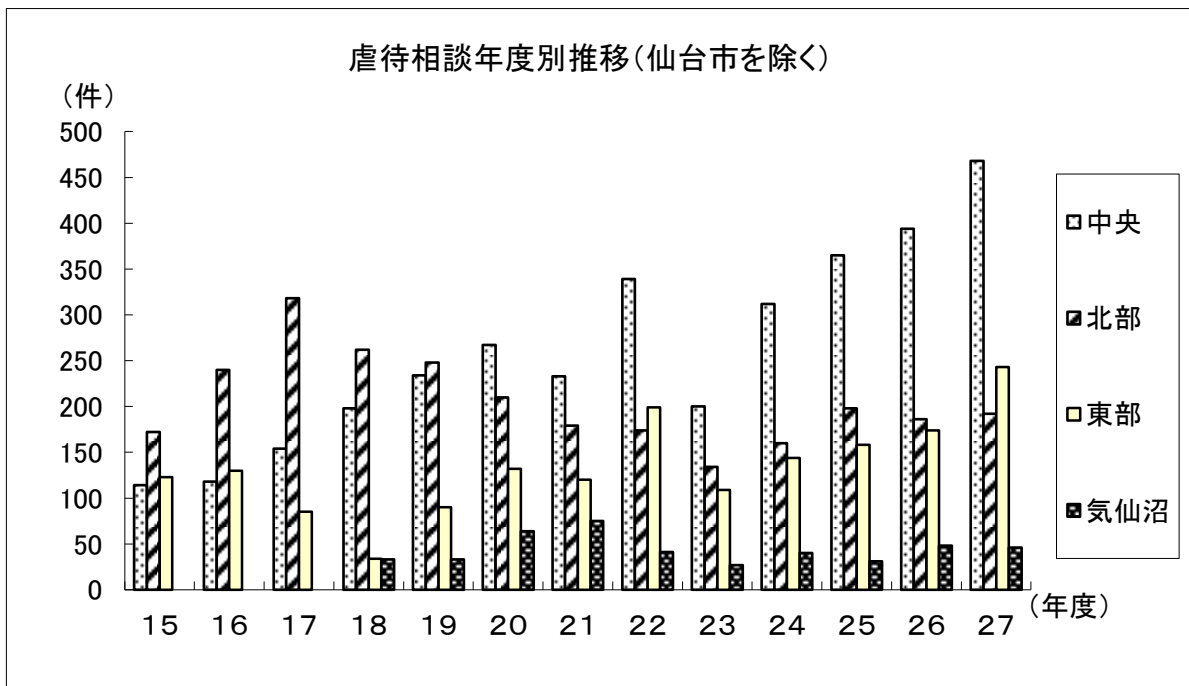
(6) 虐待相談関係

虐待相談受付件数は、年々増加傾向を示している。23年度は震災の影響及び継続ケースをことで減少したものの、24年度より再び増加に転じている。

27年度は前年度に比べて、147件、18.3%の増加となっている。



* 平成23年度から継続ケースを除いている。



* 平成23年度から継続ケースを除いている。

表6-1 虐待相談受付件数の年度別推移

(単位:件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中央	154	198	234	267	233	339	200	312	365	394	468
北部	318	262	248	210	179	174	134	160	198	186	192
東部	85	34	90	132	120	199	109	144	158	174	243
気仙沼		33	33	64	75	41	27	40	31	48	46
県計	557	527	605	673	607	753	470	656	752	802	949
仙台市	372	318	426	374	339	482	474	447	494	573	653
合計	929	845	1,031	1,047	946	1,235	944	1,103	1,246	1,375	1,602

表6-2 虐待相談の経路別件数

(単位:件)

	家族	親戚	近隣・ 知人	市町村	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
中央	51	8	63	6	5	7	1		16		232	51	28	468
北部	19		28	6		5			6		122	4	2	192
東部	25		33	15	2	3			18	3	100	33	11	243
気仙沼	3		4	5		4	2			1	16	8	3	46
県計	98	8	128	32	7	19	3	0	40	4	470	96	44	949
仙台市	45	8	162			17	4	9	4	11	284	66	43	653
合計	143	16	290	32	7	36	7	9	44	15	754	162	87	1,602

表6-3 虐待相談の主な虐待者

(単位:人)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
中央	208	32	210	5	13	468
北部	121	11	55	1	4	192
東部	96	13	95	4	35	243
気仙沼	18	2	24		2	46
県計	443	58	384	10	54	949
仙台市	234	31	352	1	35	653
合計	677	89	736	11	89	1,602

表6-4 被虐待児童の年齢別・虐待種別

(単位:人)

		男	女	身体的虐待	保護の怠慢 拒否	性的虐待	心理的虐待 (DV心理)	登校禁止	合計
0～3歳 未 満	中 央	43	46	14	20		55 (37)		89
	北 部	24	15	8	7		25 (20)		40
	東 部	25	24	10	7		32 (24)		49
	気仙沼	6	1	5	1		1 (1)		7
	仙台市	59	70	24	27		78 (35)		129
3歳～ 就学 前	中 央	42	55	19	17		61 (27)		97
	北 部	29	22	23	3		24 (19)		50
	東 部	28	24	11	6	1	34 (24)		52
	気仙沼	5	3	1	2		5 (3)		8
	仙台市	85	80	36	45		84 (33)		165
小学生	中 央	81	86	34	30		103 (62)		167
	北 部	31	29	19	5		36 (29)		60
	東 部	47	33	22	15	2	41 (24)		80
	気仙沼	9	8	3	7		7 (5)		17
	仙台市	136	110	66	62	3	115 (39)		246
中学生	中 央	38	37	29	18	2	26 (18)		75
	北 部	12	18	14	6		10 (7)		30
	東 部	19	18	12	11		14 (7)		37
	気仙沼	4	4	3		2	3 (3)		8
	仙台市	37	41	36	15	2	25 (6)		78
高校生 その他	中 央	17	23	13	7	2	18 (7)		40
	北 部	5	7	4	2	1	5 (3)		12
	東 部	12	13	6	6		13 (8)		25
	気仙沼	2	4	1			5 (5)		6
	仙台市	15	20	12	8	3	12 (3)		35
県 計	合 計	479	470	251	170	10	518 (333)		949
	(仙台市を除く) 割 合	50%	50%	26.4%	17.9%	1.1%	54.6%	-	100.0%
仙 台 市		332	321	174	157	8	314 (116)		653
合 計				425	327	18	832 (449)		1,602
割 合				26.5%	20.4%	1.1%	51.9%	-	100.0%

※DV心理は、心理的虐待の内訳で、養育者等のDV被害を目撃したことによる心理的虐待を意味する。
心理的虐待の64.3%を占めている。(仙台市を除く)

(7) 電話相談

電話相談は、表7のとおりである。

経路別にみると、家族・親戚等からが338件で最も多く、全体の80.3%を占めている。次が近隣・知人からの28件で全体の6.7%となっている。

また、処理状況では、助言指導が281件で全体の66.7%、他機関紹介が86件で20.4%となっている。

表7-1 電話相談経路別受付件数

(単位:件)

経路別 児相別	都道府県			児童 福祉 施設	指定 国立 療養 所	児童 家庭 支援 セン ター	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学校等		里 親 ・ 保 護 委 託 者	家 族 ・ 親 戚 等	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	市 福 祉 事 務 所	道 児 童 委 員 会	府 町 の 他						保 健 所	医 療 機 関	学 校	等 教 育 委 員 会						
中央											4			158	12	4	3	181
北部										3	1			28	3	1		36
東部			1							1	4		1	128	10	3	15	163
気仙沼	1		1	3						1	7			24	3	1		41
合計	1	0	2	3	0	0	0	0	0	5	16	0	1	338	28	9	18	421

表7-2 電話相談処理別受付件数

(単位:件)

処理別 児相別	助言指導	他機関紹介	要面接・その他	計
中央	121	26	34	181
北部	36			36
東部	95	56	12	163
気仙沼	29	4	8	41
合計	281	86	54	421

(8) 援助方針会議等開催状況

表8 援助方針会議等開催件数

(単位:件)

	中央	北部	東部	気仙沼	計
平成23年度	301	222	161	138	822
平成24年度	342	286	337	194	1,159
平成25年度	312	417	228	203	1,160
平成26年度	328	453	391	179	1,351
平成27年度	352	448	531	203	1,534